

相続預金払戻しの必要書類の見方



執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

第5回

自筆証書遺言（保管制度利用あり）を提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、自筆証書遺言（保管制度利用あり）の提出を受けました。この場合、どのように対応し、どんな点を確認すればよいのでしょうか。



秘密にできることです。反面、形式不備によりその有効性や解釈が争われる可能性があること、本人が書いたものかどうか争点になる可能性があること、紛失や破棄される恐れがあること、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要であることがデメリットです。

令和2年7月10日より全国の特定の法務局（遺言書保管所）において、自筆証書遺言のデメリットの一部を補完する「自筆証書遺言の保管制度」が始まります。

保管制度の大まかな流れは、①遺言者本人が自筆証書遺言を法務局に持参し、②法務局で本人確認と遺言書の様式の確認を行い、③遺言書の原本を法務局で保管する——となります。遺言者の住所地・本籍地・所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所で申請できます。

なお、遺言書の内容や存在は、遺言者が存命中には、他人は遺言書保管所に対し確認できません。保管制度を利用すると遺言書を安全に保管でき、あるはずの遺言書が見つかれないといったトラブルを避けられます。また家庭裁判所での検認手続きが不要になり、遺言者死亡後の相続手続きがスムーズになります。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者（遺言によって遺産を受贈される人）は遺言書保管所で「遺言書情報証明書」の交付請求をします（全国の遺言書保管所で請求可能）。交付請求を行うと、法務局から他の相続人や受遺者、遺言執行者に対し「遺言書を保管している旨」を通知する仕組みです。

遺言執行者が指定されているかなど確認

それでは、遺言書情報証明書（サンプル）をもとに解説しましょう。まず、遺言者の死亡を被相続人の戸籍簿本で確認します。

次に遺言執行者が指定されているかを確かめます。遺言執行者は、遺言書の内容に基づいて、遺産の名称変更手続きを単独で行う権限があります。遺言執行者が指定されている場合には、相続預金

前

回は保管制度を利用していない自筆証書遺言を取り上げた。今回は保管制度を利用した自筆証書遺言を解説します。

自筆証書は、遺言者自身で作成する遺言書で、遺言書の本文を自筆で書かなければなりません。財産目録はワープロや通帳等のコピーでの作成が認められています。

自筆証書遺言のメリットは、手間や費用がかからないこと、遺言の内容や遺言を遺したこと自体を

と印鑑証明書が必要となる場合があります。あります。自行庫での取扱いを確認しましょう。

続いて自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、遺産分割協議書の作成または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらいます。なお、記載

の払戻手続きは遺言執行者のみの署名押印でよいこととなります。遺言執行者が指定されていない場合には、相続人・受遺者全員に相続人・受遺者全員の署名押印

と印鑑証明書が必要となる場合があります。あります。自行庫での取扱いを確認しましょう。

続いて自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、遺産分割協議書の作成または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらいます。なお、記載

内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、遺産分割協議書の作成または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらいます。なお、記載

遺言者・受遺者・遺言執行者など当事者の情報について遺言書本文の内容と照合

遺言書の作成日について確認

預金者の遺言書であるか確認

遺言書に記載された相続預金と自店の相続預金等を照合

遺言書に相続預金の漏れがある場合に、記載外の財産の承継者がだれであるか確認

遺言執行者が指定されているか確認

●遺言書情報証明書のサンプル

遺言書情報証明書	
遺言者	
氏名	近代 太郎
出生の年月日	昭和28年2月8日
住所	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地
本籍又は国籍（国又は地域）	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地
整理番号	A000001

遺言書	
作成の年月日	令和2年4月1日
保管を開始した年月日	令和2年7月20日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	熊本地方法務局
保管番号	H0101-202007-100
受遺者等	
氏名又は名称	近代花子
住所	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地
氏名又は名称	近代一郎
住所	大分県大分市大分1番地
遺言執行者等	
氏名又は名称	近代一郎
住所	大分県大分市大分1番地
整理番号	A000001

遺言書	
遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。	
1条 遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。	
一、ひのくに信用金庫 水前寺支店に所在する下記 預金	
普通預金 口座番号 13579	
略	
3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。	
4条 遺言者は、本遺言の執行者として長男一郎を指定し、遺言執行者に対し預貯金の名義変更、払い戻し及び解約その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を与える。	
令和2年4月1日 遺言者 近代 太郎	
整理番号A000001 保管番号 H0101-202007-100	

上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。	
令和2年8月15日 熊本地方法務局 遺言書保管官 法務 三郎	
整理番号A000001	

ポイント

- 令和2年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度が始まる
- 保管制度を利用すると遺言書を安全に保管でき、検認が不要になる

全財産が特定の人に遺贈されるなど不自然と思われる内容の場合には、安易な名義変更手続きを行うと他の相続人から責任を追及されることも考えられます。このような場合には、相続届に他の相続人全員の署名押印を求めたほうがよいケースもあります。上司に判断を求めるようにしましょう。